

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

陳情事項	回答
<p>【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。</p> <p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>①介護保険料について</p> <p>ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。</p> <p>イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。</p> <p>②利用料について</p> <p>ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。</p> <p>③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。</p> <p>④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。</p> <p>⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p> <p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。</p>	<p>【1】意見として参考とさせていただきます。</p> <p>① ア 2009年度から2011年度に必要な介護給付費をもとに、介護保険料を決定します。</p> <p>①イ 国の3原則を遵守するべきと考えており、町単独の減免及び免除は考えていません。</p> <p>※国の3原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の全額免除 ・資産状況等を把握せずに収入のみに着目した一律の減免 ・保険料減免分に対する一般財源の繰り入れ <p>② 国の3原則を遵守するべきと考えており、町単独の減免及び免除は考えていません。</p> <p>③ 国の制度により実施します。</p> <p>④ 施設の整備は、尾張東部圏域において必要量が定められ、それにより整備します。また、平成20年7月に「小規模多機能型居宅介護」を整備しました。平成21年に「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を整備していきます。</p> <p>⑤ 意見として参考とさせていただきます。</p> <p>① 現在「食」の自立支援事業を65歳以上の独居、後期高齢者世帯の方を対象に、年末年始を除いた月～金の5日間行っています。ふれあい方式については、「わいわい給食会」として食事会への送迎、健康チェック、体操、工作等を加えた閉じこもり予防事業を実施しています。</p>

<p>②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。</p> <p>ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援 イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充</p> <p>(3) 障がい者控除の認定について</p> <p>①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p> <p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p> <p>2. 高齢者医療の充実について</p> <p>①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。</p> <p>②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。</p> <p>③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。</p> <p>3. 子育て支援について</p> <p>①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。</p> <p>②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。</p> <p>4. 国保の改善について</p> <p>①保険料(税)について</p> <p>ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。</p> <p>ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。</p> <p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p> <p>②保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のある世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。</p> <p>イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政</p>	<p>②ア、イ 一般財源による事業の充実に努めます。</p> <p>① 要支援2、要介護1～5の要介護・要支援認定者を障害者控除の対象としています。</p> <p>① 送付する考えはありません。</p> <p>①「愛知県の基準のとおりとします。</p> <p>② 愛知県後期高齢者医療広域連合の基準のとおりとします。</p> <p>② 愛知県の基準のとおりとします。</p> <p>④対象となる施設等はありません。</p> <p>① 現行どおりとします。</p> <p>② 現行どおりとします。</p> <p>ア、イ 健全な国保財政運営を行うためには、給付に見合った保険税収入が必要であり、支出が増えれば税の増額もやむを得ないと考えております。</p> <p>ウ、エ 減免措置については、現行の条例・規則のなかで減免基準に基づき対応しております。</p> <p>ア 現段階では、資格証明書を発行している世帯はありません。</p> <p>イ 実態の把握に努めます。</p>
---	---

をしないでください。

- ③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。
- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

5. 障がい者施策の充実について

- ①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。
- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。
- ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりをしてください。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめて

- ③対象被保険者より特別徴収を歓迎する意見を多数いただいております。口座振替への変更申出についても納税者の立場に立ち柔軟に対応しております。
- ④申請があれば審査して対応する用意があります。

- ①障害者自立支援法の制度に基づき、利用者の負担軽減措置を講じる考えです。
- ②現在のところ、舗装具と地域支援事業のサービスの各利用料を総合した負担軽減策を講じる考えはありません。
- ③計画策定にあたり、障害者団体(3障害)とのヒヤリングを実施し、意見を聴く予定です。

- ①特定健診については詳細項目においても受診者全員に実施し、自己負担額は無料です。がん検診、歯周疾患検診については有料で実施しており、現段階では、無料化は考えておりません。また期間についても現段階では通年実施は考えておりません。
- ②歯周疾患検診については、国の基準どおりで変更は考えておりません。

- ①地方税法改正により町条例を改正した。町県民税の年金からの天引きは進める。

- 1①②④⑥ 国に対し、意見書、要望書を提出する考えはありません。

- ③ 国に対して、意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ⑤ 意見書・要望書は提出しない。

ください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

①～⑥愛知県に対し、意見書・要望書を提出する考えはありません。

⑦ 愛知県に対して、意見書・要望書を提出する考えはありません。

①②③⑤愛知県及び愛知県高齢者医療広域連合に対し、意見書・要望書を提出する考えはありません。

④希望者全員が受けられるよう対応しております。

以上